

秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の定数に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

平成 32 年度に開通予定の新東名高速道路において、秦野インターチェンジ（仮称）から上下線の隣接するインターチェンジまでの区間を本市消防本部が管轄することに伴い、その定数を増やし、西分署に救急隊を増隊するなど救急・救助体制を充実させるため、改正するものであります。

秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の定数に関する条例（昭和30年秦野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表消防の職員の項中「189人」を「201人」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第68号 秦野市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 437 907 651"> <thead> <tr> <th>職員に係る部局の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防の職員</td> <td><u>201人</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成32年4月1日から施行する。</p>	職員に係る部局の区分	定数	(略)		消防の職員	<u>201人</u>	(略)		<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 437 1888 651"> <thead> <tr> <th>職員に係る部局の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防の職員</td> <td><u>189人</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	職員に係る部局の区分	定数	(略)		消防の職員	<u>189人</u>	(略)	
職員に係る部局の区分	定数																
(略)																	
消防の職員	<u>201人</u>																
(略)																	
職員に係る部局の区分	定数																
(略)																	
消防の職員	<u>189人</u>																
(略)																	

消防本部組織改正の概要について

1 組織改正の理由

超高齢社会における救急需要の増加への対応とともに、現東名高速道路の管轄に加え、平成 32 年度に予定されている新東名高速道路開通に伴い、秦野 I C（仮称）を起点とし、下り線は御殿場 I C（仮称）までの区間を、上り線は伊勢原北 I C（仮称）までの区間を、本市が新たに管轄することになります。

また、新東名高速道路の管轄距離は、上下線合わせて約 38 キロメートルであり、その出動等により市域の救急・救助体制が手薄となります。

そのため、西分署に救急隊を増隊するとともに、大根・鶴巻方面の消防力強化も見据え、鶴巻分署に救助隊兼務の消防隊を配置するなど、「消防の職員」を 12 人増員し、救急・救助体制の充実を図るものです。

2 組織改正の概要

(1) 西分署の救急隊の増隊（平成 32 年度（2020 年度））

救急需要の増加及び新東名高速道路における災害への対応を強化するため、西分署に救急隊 1 隊を増隊し、消防隊 1 隊（7 人）・救急隊 2 隊（4 人×2 隊）の 15 人での運用体制とするものです。これにより、8 人増員の合計 30 人配置とします。

西分署	現行	再編案
第一担当	消防隊（7 人）	消防隊（7 人）
	救急隊（4 人）	救急隊（4 人）
		<u>救急隊（4 人）</u> + 4 人
第二担当	消防隊（7 人）	消防隊（7 人）
	救急隊（4 人）	救急隊（4 人）
		<u>救急隊（4 人）</u> + 4 人
		増員計 8 人

- (2) 鶴巻分署の消防隊を救助兼務隊に再編（平成33年度（2021年度））
 新東名高速道路の管轄が長距離になるため、市内に1隊のみである救助隊の出動により市域の救助体制が手薄となること、また、大根・鶴巻方面の消防力強化も見据え、鶴巻分署において消火活動を行う消防隊を救助隊兼務とし、消防隊（救助隊兼務）1隊（9人）・救急隊1隊（4人）の13人での運用体制とするものです。これにより、4人増員の合計26人配置とします。

鶴巻分署	現行	再編案
第一担当	消防隊（7人）	<u>消防隊（9人）</u> + 2人 ※救助隊兼務
	救急隊（4人）	救急隊（4人）
第二担当	消防隊（7人）	<u>消防隊（9人）</u> + 2人 ※救助隊兼務
	救急隊（4人）	救急隊（4人）
		増員計 4人